

第5 畜 産 の 部

解 説

この部には、「畜産統計調査」及び「牛乳乳製品統計調査」の結果から主要家畜の飼養戸数及び頭羽数、生乳及び乳製品の生産量などに関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査の目的

畜産統計調査は、豚、採卵鶏及びブロイラーにあっては、一般統計調査として規模別・経営タイプ別飼養戸数及び飼養頭羽数等を把握し、乳用牛及び肉用牛にあっては、加工統計として規模別・飼養状態別飼養戸数及び飼養頭数等を行政記録情報や関係統計の情報により把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的としています。

イ 調査期日

毎年2月1日現在

ウ 調査の方法

豚、採卵鶏及びブロイラーについては、全国の豚の飼養者、採卵鶏の飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1,000羽以上の者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。）及びブロイラーの飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の者）を調査対象としました。

飼養者を、その性格により一般階層（営利）と特殊階層（非営利）に区分し、一般階層では標本調査、特殊階層では全数調査を郵送等により行いました。

なお、乳用牛及び肉用牛については、牛個体識別全国データベース、乳用牛群能力検定成績等の情報を利用して集計した加工統計として取りまとめました。

(2) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

イ 調査期間

1月から12月の1年間

ウ 調査の方法

全国の牛乳処理場及び乳製品工場（以下、「処理場・工場」という。）を調査対象とし（ただし、アイスクリームのみを製造する乳製品工場のうち、年間製造量が5万リットルに満たないものは除く。）、郵送等により調査を行いました。

2 用語の解説

(1) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいいます。

したがって、本統計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除きました。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛としました。

ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育中のものは肉用牛とせず乳用牛としました。

(2) 肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいいます（種おす、子取り用めす牛を含む。）。

肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、乳用種のおすばかりでなく、めすの未經産牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛としました。

ア 肉用種

乳用種以外の肉用牛をいいます。

イ 乳用種

ホルスタイン種等の乳用種のうち、肉用を目

的に飼育している牛をいいます。

ウ 交雑種

乳用種のめす牛に和牛等の肉専用種のおす牛を交配して生産された、いわゆるF1牛をいいます。F1めす牛に肉専用種のおす牛を交配して生産されたF1クロス牛も含めました。

(3) 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいいます。

(4) 肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のものと豚として販売するものは含めません。

(5) 採卵鶏

鶏卵を生産する目的で飼養している鶏をいいます。

(6) 成鶏めす

ふ化後、6か月齢以上のめすの鶏をいいます。ただし、種鶏（採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏）の成鶏めすは除きます。

(7) ブロイラー

当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいいます。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」、「卵用種」の種類を問いませんが、採卵鶏の廃鶏は含めません。

なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏又は銘柄鶏もここに含めました。

この場合の「地鶏」とは特定JAS規格の認定を受けた鶏（ふ化後75日以上で出荷）を、「銘柄鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をいいます。

(8) 生乳生産量

初乳（分娩後5日内の乳）を除く生乳（搾乳したままの人の手を加えない牛の乳）の総量をいいます。

処理場・工場に出荷された生乳の数量及び生

産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量を含めました。

なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含めません。

(9) 飲用牛乳等

直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいいます。

(10) 牛乳

生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）に沿って製造されたものをいいます（以下の加工乳、成分調整牛乳及び乳飲料についても同様に、乳等省令に沿って製造されたものとします。）。

(11) 加工乳

生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいいます。

(12) 成分調整牛乳

生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいいます。

(13) 乳飲料

生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいいます。

3 利用上の注意

「畜産統計調査」の統計数値については、次の方法によって四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

(1) 戸数

原 数	7 桁以上 (100 万)	6 桁 (10 万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1,000)	3 桁 (100)	2 桁 (10)	1 桁 (1)
四捨五入 する桁 (下から)	3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入しない		

例							
四捨五入 する前 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123	12	1
四捨五入 した数値 (統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123	12	1

(2) 頭数

原 数	7桁以上 (100 万)	6 桁 (10 万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1, 000)	3 桁 (100)	2 桁 (10)	1 桁 (1)
四捨五入 する桁 (下から)	3 桁	2 桁		1 桁			
例							
四捨五入 する前 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123	12	1
四捨五入 した数値 (統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	120	10	0

(3) 羽数

表示単位（千羽）未満の桁について四捨五入して
います。